

上三川町デマンド交通広告掲載事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上三川町デマンド交通実証運行事業実施要綱（平成24年上三川町告示第119号）で使用する車両（以下「車両」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）を実施することにより、新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について主義主張するもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から不適切なもの又はそのおそれあるもの
- (10) 虚偽、誇大又はまぎらわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるおそれがあるもの
- (11) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、広告事業の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第

122号) 第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれに類するもの

- (2) 消費者金融又は高利貸しに係るもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設に係るもの
- (6) 占い、運勢判断に関するもの
- (7) 興信所、探偵事務所等
- (8) 債権取立て、示談引き受けなどをうたったもの
- (9) 社会問題を起こしているもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可を受けることなく業を行うもの
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (12) 町の指名停止措置を受けているもの
- (13) 町税又は水道料金等の町公共料金の滞納があるもの

(広告の規格及び掲載料)

第3条 車両に掲載することができる広告の規格及び掲載料は別表第1のとおりとする。

(広告の掲載場所)

第4条 広告の掲載場所は、車両運転手席及び助手席ヘッドレストに取り付けた広告ケース内とする。

(広告の掲載方法)

第5条 広告の掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は12月までとする。ただし、再掲載を妨げないものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、募集の期間その他必要な事項を広報かみのかわ又は町ホームページに掲載して行う。

2 町長は、広告の掲載申込みが募集の枠に満たない場合は、広告掲載者を指定して、広告掲載を直接依頼することができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みをすることができる者は、次のとおりとする。

(1) 企業及び個人の事業者

(2) その他町長が適当と認めた者

2 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、上三川町デマンド交通広告掲載申込書(別記様式第1号。以下「申込書」という。)に必要な事項を記入のうえ、掲載しようとする広告原稿を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、広告の掲載を希望する期間は、年度を超えて申込みできない。

3 申込者は、掲載希望期間の初日の30日前までに前項の申込書を提出するものとする。

4 前項において掲載しようとする広告原稿は、申込者の負担で作成し、提出するものとする。

5 町長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現があると認める場合には、申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載の審査及び決定等)

第8条 町長は、前条第2項の規定による申込書の提出を受けたときは、第2条の規定により申込者の業種及び広告案の内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 期間を設け募集を行った場合において、前項の審査により広告掲載の資格があると認められる申込者が掲載の枠を超えるときは、町内に事業所等を有する企業又は個人事業者を優先し、抽選により決定する。

3 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、速やかに上三川町広告掲載・不掲載決定通知書(別記様式第2号)により申込者に通知する。

(契約の締結等)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載契約書(別記様式第3号)を町長と締結するものとする。

2 町長は、前項の契約書を締結した後の事情の変更等により、広告の内容等が第2条の規定に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納入)

第10条 前条第1項の規定により町長と契約を締結した広告主は、町長が指定する期日までに町長の発行する納入通知書により、広告掲載料を一括して納入しなければならない。

(広告原稿の変更)

第11条 広告主は、車両に掲載する広告原稿を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿を変更する場合は、変更後の広告原稿を添えて上三川町デマンド交通広告掲載原稿等変更申込書(別記様式第4号)を提出するものとする。

(広告主の遵守事項)

第12条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(広告主の責任等)

第13条 この要綱の定めるところにより、掲載した広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、前条第1項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

3 広告主の責めに帰すべき事由により、広告掲載を中止したことで町に損害が発生した場合、広告主は、町長の請求する損害賠償に応じなければならない。

4 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載に係る契約を解除し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、第9条第2項の規定による変更の求めに応じないとき。
- (2) 広告主が、指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) 町の行政運営において支障があると認めるとき。
- (4) その他広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(広告掲載の削除)

第15条 町長は、広告主が次の各号のいずれかに該当した場合、広告主に対し何らの催告なしに広告主の掲載する広告を削除することができる。

- (1) 破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別清算の申し立てがされたとき。
- (2) 解散又は営業停止状態となったとき。
- (3) 広告主の信用に重大な変化が生じたとき。
- (4) 広告主が業務運営について行政当局から注意又は勧告を受けたとき。
- (5) 町長が、広告主の業務運営が公序良俗に反し町ホームページに掲載することがふさわしくないと判断したとき。
- (6) その他前各号に準ずる事由があると、町長が判断したとき。

(広告掲載料の還付)

第16条 既に納入した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載ができないときは、この限りでない。

(免責事項)

第17条 広告主は、火災及び地震、水害等の天災による運行休止のため、広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載中止による広告掲載料の還付、損害の補償等を町長に請求しないこととする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

規格	掲載枚数	掲載料金	備考
A4縦 (210mm×297mm)	1枚	2,000円/月	土、日、祝日、年末年始 運休。平日9便運行。

別記様式第1号(第7条関係)

上三川町デマンド交通広告掲載申込書

年 月 日

上三川町長 様

住所又は所在地

商号又は名称

印

代表者氏名

連絡先

上三川町デマンド交通広告掲載事業実施要綱第7条第2項の規定により、必要な書類を添えて下記のとおり申し込みます。なお、同要綱第2条第2項各号に該当しないことを誓約するとともに、同項第13号の町税等の納付状況に関する調査に同意します。

記

広告掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで (月)
広告の内容	
広告掲載希望位置	<input type="checkbox"/> 車両運転手席裏 <input type="checkbox"/> 車両助手席裏
添付資料	広告の原稿 申込者の会社(組織)概要

年 月 日

様

上三川町長

上三川町デマンド交通広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日付で申込みのあった広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、上三川町デマンド交通広告掲載事業実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載 <input type="checkbox"/> 不掲載
	(理由)
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで (月)
広告掲載料	円 (※) ※ 月 × 箇所 × 2,000 円 =
広告の内容・規格	別添広告のとおり
広告の掲載位置	<input type="checkbox"/> 車両運転手席裏 <input type="checkbox"/> 車両助手席裏
納入期限	年 月 日
納入方法	別紙納入通知書による
その他注意事項等	

別記様式第3号(第10条関係)

広告掲載契約書

上三川町(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、上三川町デマンド交通実証運行事業実施要綱(平成24年上三川町告示第119号)に使用する車両(以下「車両」という。)を広告媒体とする広告掲載契約を次のとおり締結する。

(契約の内容等)

第1条 甲は、車両内部に、乙が提出する広告を掲載し、乙は甲にその対価を支払うものとする。

2 甲及び乙は、日本国の法令及び甲が別途定める上三川町デマンド交通広告掲載事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(広告の仕様)

第2条 甲が提供する車両の広告掲載箇所は、別紙仕様書のとおりとする。

(契約金額)

第3条 契約金額は、〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税額〇〇〇〇円)とする。

(原稿の提出期限)

第4条 乙は、広告の原稿を、甲が別途指示する期日までに甲に提出するものとする。

(広告掲載基準等)

第5条 乙は、広告の原稿を作成するにあたっては、実施要綱を遵守しなければならない。

2 甲は、乙から提出された広告の原稿を審査し、実施要綱に適合しない場合は、修正を求めることができる。

3 乙は、前項の規定により修正を求められた場合は、甲が別途指示する期日まで

に修正の上、広告の原稿を再度提出しなければならない。

4 第1項又は前項の規定に反する広告の掲載は認めない。

(契約保証金)

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(変更の届出)

第8条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時にそれらが乙に到着したものとみなす。

(契約金額の支払い)

第9条 乙は、甲の定める支払期限までに、甲の発行する納入通知書により契約金額の全額を支払わなければならない。

(遅延利息)

第10条 乙は、前条に規定する期日までに契約金額を支払わない場合は、支払期限の翌日から起算して納入する日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示第99号）に定められた割合を乗じて得た額（以下「延滞金」という。）を支払わなければならない。

2 前項の場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000

円未満であるときは、その端数金額又はその全額を支払わない。

(広告掲載料の還付)

第11条 前2条の規定により納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、乙の責めに帰することができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載契約を解除した場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第12条 乙は、この契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、あらかじめ乙に通知の上、別紙仕様書の内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、掲載期間又は契約金額を変更するものとし、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(掲載期間の変更の方法)

第14条 前条の規定による掲載期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、掲載期間を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

(契約金額の変更等の方法)

第15条 第13条の規定による契約金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約金額を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約金額を、その支払期限までに納入しないとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、正当な理由なくこの契約の条項に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその使用人に重大な社会的信用失墜行為があり、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。
- (4) 乙が、破産の申立て、和議の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるときで、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。
- (5) 次条第1項の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号について同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、契約の履行が完了しない間は、前項に規定する場合のほか、同項各号に規定する場合に準じる事情により契約の解除が相当であると認めるときは、この契約を解除することができる。

3 乙は、前2項の規定に基づく契約の解除により甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（広告内容についての責任）

第18条 広告内容についての責任は、次のとおりとする。

(1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 乙は、広告の作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならないこと。

(3) 甲に対して、乙の責めに帰する事由に基づき、第三者から乙の広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において

解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、第5条第4項の規定に基づき広告の掲載が認められなかった場合は、甲に対して損害の賠償を請求しないものとする。

2 乙は、この契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担により損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その限りではない。

3 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その限りではない。

4 第2項ただし書及び前項ただし書の規定は、乙が甲の指示等が不相当であることを知りながらこれを甲に通知しなかったときは適用しない。

5 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所において行うものとする。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(補則)

第23条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、上三川町財務規則(平成10年上三川町規則第16号)に定めるもののほか、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲	所在地	
	商号又は名称	
	代表者名	印
乙	所在地	
	商号又は名称	
	代表者名	印

上三川町デマンド交通広告掲載仕様書

名 称	上三川町デマンド交通広告掲載仕様書
規 格	A4版 1枚
位 置	デマンド交通に使用する車両の <input type="checkbox"/> 車両運転手席裏 <input type="checkbox"/> 車両助手席裏
掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (か月)
広告掲載料	円(税込※) ※ か月× 箇所×2,000円=
備 考	・「上三川町デマンド交通広告事業実施要綱」を遵守すること。

別記様式第4号(第11条関係)

上三川町デマンド交通広告掲載原稿等変更申込書

年 月 日

上三川町長 様

住所又は所在地

商号又は名称

印

代表者氏名

連絡先

上三川町デマンド交通広告掲載事業実施要綱第11条第2項の規定により、
必要な書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

変更後の広告原稿	別添原稿のとおり
広告の掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで (月)
広告する業種	